

エイド通信

Nº217



2024年12月1日 発行

【目次】

- ◆ 相続手続きについてのご案内
- ◆ 自動車保険「記名被保険者」の設定方法について（その2）
- ◆ 歯の治療の流れについて

東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店



現職でも 退職後でも 安心のサポート

TEL 0120-518-810

(受付:平日 9:00~17:00)

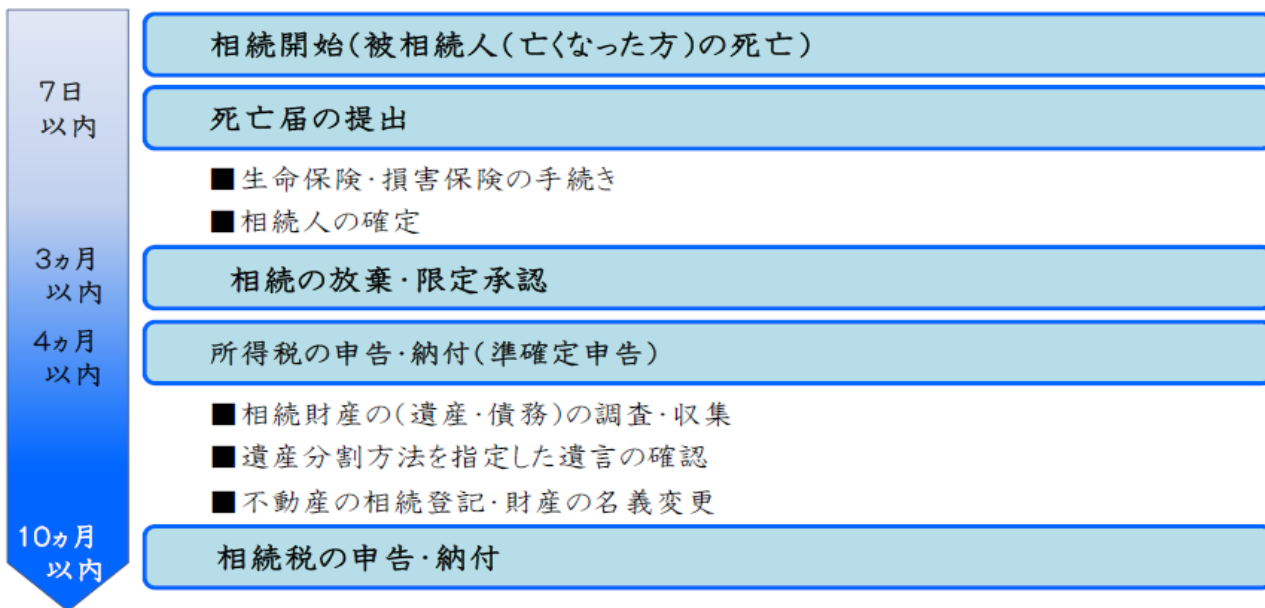
〒163-0943 東京都新宿区西新宿 2-3-1
新宿モリス 16階

相続手続きについてのご案内

相続手続きについては、決められた期限の中で実施しなければなりませんので、事前に心構えをしておきたいものですね。相続対策として生命保険を活用することも出来ます。今回は、相続手続きのスケジュールや各種手続き内容につきましてご案内します。

【相続開始後のスケジュール】

相続税の申告・納付は、被相続人が亡くなった日の翌日から10カ月以内に行う必要があります。



【死亡保険金と税の種類】生命保険にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。

| ご契約者 (保険料負担者) | 被保険者 (保険がつけられている人) | 死亡保険金受取人 | 税の種類 |
|------------------|-----------------------|-------------|--------|
| A | A | B(Aの相続人である) | 相続税(※) |
| A | A | C(Aの相続人でない) | 相続税 |
| D | A | E | 贈与税 |
| D | A | D | 所得税 |

※ご契約者と被保険者が同一で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合には、『500万円×法定相続人の数』が非課税財産となります。

【公的手続き・生活全般の手続き先について】

| | 届出・手続き内容 | 主な手続き先 |
|-------------|--------------------------|-----------------|
| 一般的な 手続 | 死亡届 | 住所地の市区町村役場 |
| | 死体火(埋)葬許可申請書 | 住所地の市区町村役場 |
| | 世帯主変更届 | 新世帯主の住所地の市区町村役場 |
| | 年金受給停止の手続き | 年金事務所など |
| | 健康保険証の返却 | 住所地の市区町村役場など |
| | 介護保険の保険証の返却 | 住所地の市区町村役場 |
| 給付 手続 | 遺族年金 | 年金事務所など |
| | 埋葬料・葬祭料 | 市区町村役場・健保組合など |
| | 高額療養費 | 市区町村役場・健保組合など |
| | 死亡退職金 | 勤務先 |
| | 住宅ローン | 金融機関など |
| 財産 引継 | 相続人の調査と確定 | 市区町村役場 |
| | 遺言の有無の確認 | 自宅など |
| | 遺産分割協議 | 法定相続人間で |
| | 相続放棄・限定承認の申し立て | 家庭裁判所 |
| | 土地・建物の移転登記 | 法務局 |
| | 自動車・バイクなど | 陸運局事務所 |
| | 自動車保険・火災保険 | 損害保険会社 |
| | 預貯金・借入金 | 銀行・信金・信組・農協など |
| | 株式・債券・投資信託 | 証券会社・信託銀行など |
| 税 金 | 所得税の準確定申告（医療費控除の還付請求） | 税務署 |
| | 相続税の申告・納付 | 税務署 |
| そ の 他 | 公共料金 名義・口座変更（電気・ガス・水道など） | 電力会社、水道局、ガス会社など |
| | クレジットカード | クレジット会社 |
| | 携帯電話 | 携帯電話会社 |
| | パスポート | 旅券事務所 |
| | 運転免許証 | 最寄の警察署 |
| | 各種会員証（JAF、マイレージなど） | 発行元 |

※あくまでお手続きの一例ですので、手続き内容や手続き先が異なる可能性があります。
 具体的なお手続き内容については、主な手続き先に、直接お問い合わせください。

「お問い合わせ先」トータルサポート保険部 生命保険担当 0120-206-810 life@aid-center.co.jp

自動車保険「記名被保険者」の設定方法について（その2）

2回目として、「記名被保険者年令別料率」に関連してご説明します。

現在の自動車保険では、保険始期日時点での記名被保険者の年令によって、保険料が異なります。保険会社によって微妙な違いがありますが、40才より若い方は保険料が高く、40代・50代の保険料が安く、60代になると保険料が高くなり初め、後期高齢者である75才を超えるとかなり高い保険料となっております。（保険会社によって年令の刻み方はかなり異なります）

このため、記名被保険者に設定できる対象者が複数いる場合には、なるべく保険料水準が安い年齢区分の方を記名被保険者とすることが有利となります。（免許証の色にも注意が必要です）

二世帯で同居されている場合で、ご高齢の方が記名被保険者となっている場合には、若い方を記名被保険者に変更することの可否をご検討下さい。

「現時点ではご高齢者の運転頻度がやや高いが、そろそろ免許返納も考え始めており、自動車保険の満期更新手続き以降は、同居のお子様が運転することが多くなりそうだ」といった場合には、記名被保険者をお子様に変更することにより、保険料を節減することが可能と思われます。

前回ご説明したとおり、記名被保険者の設定方法には規定がありますので、保険料が安くなるように自由に記名被保険者を選ぶことはできませんが、規定に合致するように状況を整えることは考えられます。お車の所有者は、運転頻度に関係なく記名被保険者にすることができますので、近々お車の買い替えをご検討されている場合には、同居しているお子様を所有者として新しいお車を購入し、その時点で車両入替とともに記名被保険者変更手続きをし、保険料を節減することが考えられます。

また、ノンフリート等級（無事故による割引制度）の継承についても、記名被保険者によって決定されます。原則として「配偶者」「同居の親族」「配偶者の同居の親族」であれば継承可能ですが、それ以外は不可となります。記名被保険者の変更手続きを申し出た時点では別居していたが、契約の始期日時点では同居していたことが客観的な資料で確認できる場合には、救済措置により継承が認められますが、別居となった期間がこれ以上長いと継承不可となります。

いずれお子様に車を譲ることを予定している場合には、就職や結婚等で別居される前に、早めに記名被保険者をお子様に変更しておくことをご検討下さい。

（年令別料率の影響で保険料が安くなる可能性もあります）
ご理解いただけましたでしょうか。

こうしたことが考えられる場合には、是非当社までご相談下さい。



「お問い合わせ先」自動車保険部 0120-972-722(継続・その他担当) 0120-615-810(新規担当)

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

承認番号：SJ24-08679 承認日：2024/10/08

歯科の治療は、主に「1. う蝕（むし歯）に対する治療」「2. 歯の周囲の組織の炎症（歯肉炎・歯周炎）に対する治療」「3. 喪失した歯を補う治療（補てつ）」に分かれます。

1. う蝕（むし歯）に対する治療

う蝕が歯の表面に限局している場合は、削らずに再石灰化を期待しますが、進行すると削って詰めたり、かぶせ物をする治療を行います。さらにう蝕が歯髄（しずい）まで達して歯髄炎を起こすと、歯髄を除去する治療（抜髄【ばつずい】）を行います。抜髄は「神経を抜く」と表現されることも多く、歯自体は残して神経だけを治療するのです。歯髄が化膿した場合には、歯髄壊疽（えそ）を起こしたり、さらに歯根の先に炎症（化膿）が進行して、歯根膿瘍や歯根嚢胞ができる場合もあります。その際も歯髄の治療を行い、まだ歯を抜かずに治療ができる場合もあります。さらにう蝕が進行し保存することが不可能になったら抜歯をすることになります。

2. 歯の周囲の組織の炎症（歯肉炎・歯周炎）に対する治療

歯肉炎や歯周炎は、歯そのものではなく歯を支える歯肉（歯ぐき）や歯槽骨に炎症性的変化が起こる病気です。歯みがきが十分でないと、[歯垢（プラーク）](#)が歯と歯肉の境目に繁殖します。プラークの中の細菌が産生する毒素によって、歯肉が腫れたり歯肉が歯の表面からはがれてきて、歯と歯肉の間にすきま（[歯周ポケット](#)）ができます。またプラークの中の細菌などは、唾液に含まれる[カルシウム](#)や[リン酸](#)と結合して[歯石](#)となり、歯の表面に付着します。歯肉炎や軽度の歯周炎の場合は、ブラッシング指導を行い、歯石除去を行うだけでも改善が認められます。

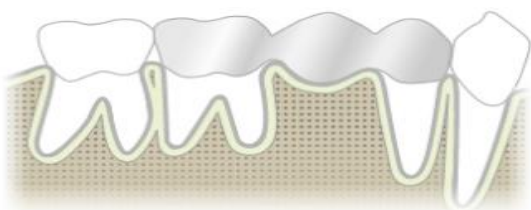
しかし歯と歯肉のすきま（歯周ポケット）から侵入した細菌が、さらに歯を支える骨（歯槽骨）を溶かしてグラグラにさせてしまう場合があります。その場合には歯肉や歯槽骨に対する外科手術を行ったり、歯を動揺しにくいように固定する処置を行う場合もあります。改善が認められない場合は抜歯をすることになります。

3. 喪失した歯を補う治療（補てつ）

う蝕や歯周炎で歯を失ってしまった場合に、義歯を作り歯を補う治療（補てつ）を行います。義歯には取り外しができないものとできるものがあります。

取り外しができないものは、歯と歯を橋渡しするようにつなぎますのでブリッジ【[図1](#)】と呼ばれます。取り外しができる義歯は、歯が少しでも残っている場合に、歯に金具をひっかけるタイプのものが多く作られます（部分床義歯【[図2](#)】）。歯や歯肉の部分はレジンという合成樹脂が使われることが多く、歯や歯肉の色に近いものが出来上がります。全ての歯を失った場合は、総義歯【[図3](#)】を作成することになります。

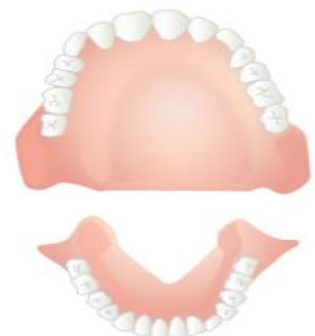
【図1】ブリッジ



【図2】部分床義歯



【図3】総義歯



出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト